#### 高浜町妊婦健康診査等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、妊婦に対し、妊婦健康診査(以下「妊婦健診」という。)に係る費用または妊娠経過に関連する医療費等を助成することにより、妊婦の保健の向上に寄与するとともに、経済的負担の軽減により、子どもを生み育てやすい町づくりを目指すことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、高浜町とする。

(対象者)

第3条 この要綱により助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、助成を受けようとする受診日、また交付申請時点で高浜町に住所を有する者である。

(対象となる費用)

- 第4条 第3条に掲げる対象者について、以下の(1)から(3)について保険適用 か否かに関わらず助成することとする。ただし、入院による検査・治療費用につい ては除外する。
  - (1) 妊婦健診費用 高浜町妊婦健康診査及び乳児健康診査実施要綱に基づき助成される検査項目 以外で妊婦健診として実施する検査。
  - (2) 妊娠経過に関連する検査・治療費用 妊娠経過に関連する、産婦人科で実施する検査・治療に係る費用。 ただし、人工妊娠中絶に関連する全ての費用、流産・死産による出産費用は除 外する。
  - (3) 妊娠判定費用 妊娠している可能性があり、妊娠判定のために受診した際の費用。ただし、妊 娠が成立していない場合も対象とする。

(助成額)

- 第5条 この事業による助成額は、第4条に掲げる医療費等のうち、国民健康保険法、 社会保険各法その他医療に関する法令等の規定により、対象者が負担する額とする。
- 2 助成額は1回の妊娠経過につき5万円、多胎児については10万円を上限とする。
- 3 第2項に示す上限のほか、ひと月の受診に対する助成額の上限は3万円とする。

(交付申請)

- 第6条 対象者が第4条に掲げる医療費等について交付を受けようとする場合は、高 浜町妊婦健康診査等助成交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「交付申請書兼請 求書」という。)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。
- 2 交付申請は、1回の妊娠経過が終了後、最終受診日から3か月以内にまとめて申

請するものとする。ただし、妊娠判定にて陰性となった者についてはその時点で申請可能とする。ただし、やむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

3 町長は交付申請書兼請求書を受理後、速やかに申請内容の確認を行い、交付の可 否及び交付する額を決定し、高浜町妊婦健康診査等助成交付(不交付)決定通知書 (様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

### (助成金の返還)

- 第7条 町長は、虚偽その他不正の手段によりこの要綱により助成を受けた者がある ときは、当該助成をその者から返還させることができる。
- 2 交付申請後に高額療養費制度および付加給付制度等での還付を受けた者については、その旨を申し出、助成金の返還をするものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

### 附則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

## 高浜町妊婦健康診査等助成金交付申請書・請求書

高浜町長	様
1月1六円   八八	148

申請者住所	高浜町	
電話番号		
	氏名	印
	対象者氏名 (申請者との関係	)

年度高浜町妊婦健康診査等助成金の交付を受けたいので、高浜町妊婦健康診査等助成事業実施要綱に基づき、下記のとおり領収書を添えて申請・請求します。

記

1	助成を受ける額	金	П
т.	切りとという訳	<u> 117.</u>	

# 2. 助成金の振込先(申請者本人名義の口座)

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号
		普通・当座	
ふり 口座4	がな Z 差 A		
	1我八		

### 3. 添付書類

- 領収書
- 母子健康手帳
- ・ 通帳等の写し

# 高浜町妊婦健康診査等助成金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付で申請のあった高浜町妊婦健康診査等助成金について 下記のとおり交付(不交付)決定したので通知します。

記

助成額 金 円